

# 妊娠に関する助成が充実



妊婦一般健康診査  
妊産婦医療費助成  
人工授精治療費助成

## 妊婦一般健康診査

13・14回目分の受診票の交付方法は  
妊娠届出日によって変わります

妊娠届出日	交付方法
平成20年5月1日 ～平成21年3月24日	3月30日に郵送
平成21年3月25日以降	母子健康手帳 とともに交付

助成方法は  
受診日によって変わります

13・14回目 の健診受診日	助成方法
平成21年1月27日 ～3月31日	償還払い
平成21年4月1日以降	受付時に医療 機関に提出

### 妊婦一般健康診査

公費負担回数が12回から  
14回に拡大

市では、妊娠中の健康診査  
の費用を一部助成しています  
が、今まで12回だった助成回  
数を、14回に拡大します。

公費負担額 13・14回目  
とも5000円を上限(上限  
額を超えた分は自己負担)。  
対象 平成20年5月1日以  
降に妊娠届を出した人(市外  
から転入した人も含む)。

13・14回目分の受診票の  
交付 3月24  
日までに妊娠  
届を出した人  
(市外からの  
転入者も含  
む)には、受  
診票(ピンク  
色)を3月30  
日に発送しま  
した。届いて  
いない場合は、  
子ども家庭課  
へ。3月25日  
以降妊娠届を  
出した人には、  
母子健康手帳  
とともに14回  
分の受診票を

交付しています。  
新たに対象となるもの 1  
月27日以降に受診した、  
13・14回目分の健診。  
助成方法 13・14回目分  
に關して、3月31日までに受  
診した分は、申請により助成  
します(償還払い)。4月1  
日以降は、受診したときに医  
療機関に受診票を提出してく  
ださい。県外の医療機関の場  
合は、償還払いとなります。  
償還払いの助成申請  
申請期限 受診した月の翌  
年の同月末まで。  
その他 償還払い助成の申  
請方法などについて、詳しく  
は、子ども家庭課 ☎(632)23  
88へ。

### 妊産婦医療費助成

母子健康手帳の交付を受け  
た妊産婦が、病気やけがで健  
康保険が適用になる診療を受  
けた場合の医療費(保険診療  
自己負担額)を市が助成する  
制度です。なお、助成を受け  
るには、受給資格者証の交付  
を受ける必要があります。

助成対象の期間 母子健康  
手帳の交付を受けた月の初日  
(転入者は転入してきた日)  
から出産した月の翌月末日

### 人工授精治療費助成

(転出者は転出した日)まで。  
なお、妊娠に関する疾病(流  
産を含む)に限り、母子健康  
手帳交付日前でも対象になり  
ます。なお、平成21年度中に、  
助成対象期間を、出産した月  
の翌々月の月末まで拡大する  
予定です。

その他 受給資格者証の申  
し込み方法などについて、詳  
しくは、子ども家庭課 ☎(632)  
2296へ。

特定不妊治療(体外受精・  
顕微授精)に加えて、人工授  
精も助成対象となりました。

助成額 人工授精治療費  
(保険外診療分)の2分の1  
(上限3万2000円)。

対象 4月1日以降に人工  
授精治療を受けた法律上の夫  
婦で、両方または一方が宇都  
宮市に住民登録している人。

助成申請回数 年度内に1  
回、通算2年まで。  
申請期限 人工授精治療を  
受けた年度末まで(年度は4  
月1日～3月31日)。

その他 人工授精治療費助  
成の申し込み方法などにつ  
いて詳しくは、子ども家庭課 ☎  
(632)2296へ。